

保護者様

京都市立東山総合支援学校  
校長 多田 薫

## 「暴風警報」及び「特別警報」発令時の登下校の取り扱いについて

陽春の候、保護者の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日ごろは本校教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本校では、台風により京都市(※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)に「暴風警報」又は「特別警報(※大雨、暴風など6種類)」が発令された場合には、以下のような措置を 取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

### ◎「暴風警報」が登校前に発令された場合

1. 「警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機して下さい。
2. 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
  - (1)午前6時30分までに解除された場合……………通常授業
  - (2)午前6時30分から午前8時の間に解除された場合…午前10時登校
  - (3)午前8時から午前10時の間に解除された場合……午後0時登校(昼食・午後の授業)
  - (4)解除が午前10時以降になった場合……………臨時休業

※午前中授業の場合、午前 7 時時点で発令中の時は臨時休業となります。

### ◎「暴風警報」が在校中に発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学経路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅するかどうかを決定します。帰宅後は、すぐに学校へ電話を入れて下さい。

(TEL 075-561-3373 東山総合支援学校)

### 注 意

1. 「暴風警報(風の警報)」以外の他の警報や注意報の時は、いつも通りの授業になります。
  2. 台風接近の時は、テレビやラジオ、インターネットなどの報道に注意して下さい。
- ※「実習中の場合について」の注意事項、「特別警報」が発令された場合の対応を、裏面に載せておりますのでご確認ください。
- ※このお知らせは、ご家庭で保管していただきますようお願いいたします。

【裏面もご覧ください】

## ●実習中の場合について

1. 午前6時30分まで「暴風警報」が発令されている場合……実習は中止
  - ・実習先と学校に「暴風警報が発令されましたので、本日は欠勤させていただきます」と連絡を入れて下さい。
  - ・それ以降に「暴風警報」が解除されても、その日の実習は実施しません。
2. 出勤中や実習中に「暴風警報」が発令された場合……実習を中止
  - ・実習先には学校から「暴風警報が発令されましたので、本日は退勤させていただきます」と連絡しますので実習先の指示に従い帰宅して下さい。
  - ・保護者の方も学校からの連絡を受けられるようお願いします。
  - ・帰宅後は、すぐに学校へ電話を入れて下さい。

## ☆『特別警報』発令時の対応について

「特別警報」発令時の対応については、次のようにいたします。

緊急時に備えてご確認ください。

◆『京都南部』または『京都市』に、『特別警報』が発令の場合、

【登校前】

○ 原則として、「次の登校日」(※)は臨時休業とします。

※「次の登校日」の意味

・下校時から午前0時までに発生した場合は「翌日」

(例)6月15日の下校時から午前0時までに発生した場合

⇒翌日の6月16日は臨時休業

・午前0時から登校前までに発生した場合は「当日」

(例)6月16日の午前0時から登校前までに発生した場合

⇒当日の6月16日は臨時休業

【在校中】

① 直ちに臨時休業とします。

② 下校の安全が確認できるまで、原則、生徒は学校で待機します。

※ 「特別警報」が発令された場合は、状況に応じた対応について保護者に連絡させていただく場合がありますので、学校からの連絡がつくようお願いします。